

大和市告示第110号

大和市予防接種費用の助成に関する要綱等の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年5月21日

大和市長 大木 哲

大和市予防接種費用の助成に関する要綱等の一部を改正する要綱

(大和市予防接種費用の助成に関する要綱の一部改正)

第1条 大和市予防接種費用の助成に関する要綱（平成22年大和市告示第61号）の一部を次のように改正する。

別表第1 限度額の欄を次のように改める。

限度額
18,700円
13,167円
10,428円
9,834円
8,789円
7,359円
5,434円
5,181円
14,344円
12,914円
10,384円
8,954円
10,384円
8,954円
10,648円
10,890円
9,460円
7,535円
13,552円

12,122円
10,197円
14,949円
13,519円
11,594円
10,252円
13,618円
16,973円
費用免除者 5,368円
費用免除者以外の者 3,368円
費用免除者 8,976円
費用免除者以外の者 5,976円

(大和市長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった者等の定期の予防接種費用の助成に関する要綱の一部改正)

第2条 大和市長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった者等の定期の予防接種費用の助成に関する要綱（平成25年大和市告示第198号）の一部を次のように改正する。

別表第1 限度額の欄を次のように改める。

限度額
10,428円
9,834円
10,252円
13,618円
5,434円
5,181円
11,594円
10,197円
12,914円
8,954円
8,954円
10,648円

7, 535円
16, 973円
費用免除者 8, 976円
費用免除者以外 5, 976円

(大和市特別の理由による任意の予防接種費用の助成に関する要綱の一部改正)

第3条 大和市特別の理由による任意の予防接種費用の助成に関する要綱（令和元年大和市告示第94号）を次のように改正する。

別表第1 限度額の欄を次のように改める。

限度額
10, 428円
8, 998円
7, 073円
9, 834円
8, 404円
6, 479円
8, 789円
7, 359円
5, 434円
5, 181円
14, 344円
12, 914円
10, 989円
10, 384円
8, 954円
7, 029円
10, 384円
8, 954円
7, 029円
10, 648円
8, 723円

10,890円
9,460円
7,535円
13,552円
12,122円
10,197円
14,949円
13,519円
11,594円
10,252円
8,327円
13,618円
11,693円
16,973円

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公表の日から施行し、第1条から第3条までの規定による改正後のそれぞれの要綱の規定は、令和3年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

(経過措置)

- 2 第1条から第3条までの規定による改正後のそれぞれの要綱の規定は、適用日以後に実施する予防接種について適用し、適用日前に実施した予防接種については、なお従前の例による。